



1 身体障害者手帳の交付

身体に視覚、聴覚または平衡機能、音声、肢体、内臓疾患などの機能に一定の永続する障がいのある方は身体障害者手帳の交付を受けることができます。

この身体障害者手帳の交付を受けることにより、医療費の助成や補装具費給付などの各種援助、税金の控除等の制度を利用できます。

身体障害者手帳の申請から交付までの流れ

役場福祉課保健福祉室福祉担当（所定の診断書・意見書・申請書を受け取る）



指定医師※へ受診（診断書・意見書を作成してもらう）

※身体障害者手帳用の診断書・意見書を作成できるのは、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく、指定医師に限られています。



役場福祉課保健福祉室福祉担当（申請書、診断書・意見書、写真1枚を提出）



申請書等を送付

北海道立心身障害者総合相談所（審査、身体障害者手帳交付決定）



手帳の送付

役場福祉課保健福祉室福祉担当



申請者（身体障害者手帳の交付）

1 身体障害者手帳の新規交付申請

15才未満の児童は、保護者が申請してください。

- ① 身体障害者手帳交付申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 医師の診断書・意見書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身無帽）
- ④ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

2 再認定

障がいの状態が軽減する等の変化が予想される場合は、障がいの程度確認のため、再認定の時期が記載された身体障害者手帳が交付されます。

再認定の時期にお知らせの通知および申請書類を送付いたしますので、申請をお願いします。

- ① 身体障害者手帳の再認定に係る診断書の提出について（別紙様式 8）
- ② 医師の診断書・意見書
- ③ 写真 1 枚（縦 4 c m × 横 3 c m 上半身無帽）
- ④ 身体障害者手帳（コピー）

3 手帳の再交付

(1) 障がいの程度が変わったとき、新たな障がいが生じたとき

- ⑤ 身体障害者手帳再交付申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ⑥ 医師の診断書・意見書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ⑦ 写真 1 枚（縦 4 c m × 横 3 c m 上半身無帽）
- ⑧ 身体障害者手帳
- ⑨ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

(2) 手帳を紛失、破損したとき

- ① 身体障害者手帳再交付申請書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 写真 1 枚（縦 4 c m × 横 3 c m 上半身無帽）
- ③ 身体障害者手帳（破損による再交付の場合）
- ④ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

4 住所、氏名等の変更

- ① 身体障害者手帳関係届出書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 身体障害者手帳
- ③ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

5 手帳の返還

下記に該当する場合は必ず手帳を返還してください。なお、手帳がないときはお申し出ください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 死亡されたとき2. 再認定の結果、非該当になったとき3. 再交付にて新しい手帳が発行されたとき4. 身体障害者手帳を必要としなくなったとき |
|---|

- ① 身体障害者手帳関係届出書 （用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ② 身体障害者手帳
- ③ マイナンバー（個人番号）がわかるもの

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 電話 0156-25-2216（直通）